

【令和8年度分住民税の申告について】

確定申告の受け付けと併せて同会場にて、住民税の申告の受け付けを実施します。

1月1日現在、下川町に住所のある人は、確定申告受付期間内に令和7年中の所得や各種控除などの住民税の申告をしてください。ただし、確定申告をされた人などは、住民税の申告は不要です。

なお、住民税の申告書は、住民税の課税資料となるほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料（第1号被保険者）の申告資料にもなることから、各制度において申告の対象となる人は、必ず申告をしてください。そのほか、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などの提示が必要

要な人や、所得の証明が必要な人なども申告が必要です。

また、提出される申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

■名寄税務署で確定申告を予定されている方へ

確定申告の相談で来署する際は、必ず事前予約をお願いします。令和8年2月13日（金）までは事前予約がない方の来署での相談は出来ませんのでご注意ください。

また、贈与税や土地建物の売買等に関する相談日は、2月以降、毎週火曜日と木曜日です。

○確定申告事前予約の方法

①LINEからの予約

国税庁公式アカウントを友だち登録し、画面の案内に従ってご希望の日時を予約してください。来署の際にスマホ完了画面をご提示してください。

登録はこちら↓
友だちから



②電話での予約

名寄税務署に電話をしていただき、音声案内が流れましたら「2」を選択し予約してください。

税務署に来署の際はスマートフォンとマイナンバーカードの他、マイナンバーカード作成時にご自身で設定した4桁と6桁の暗証番号をご用意ください。

※マイナンバーカードの電子証明の期限切れにご注意ください。

■お問い合わせ

町民生活課 税務係

☎ 4・2511

内線524

名寄税務署

☎ 01654・2・2157

税のお知らせ

「償却資産」は申告が必要

固定資産税は、土地・

家屋・償却資産に分か

れています。土地や家屋

には登記制度があり、課

税対象を把握できますが、

償却資産には登記制度

がないため、所有者によ

る毎年の資産を申告する

義務があります。

令和8年1月1日時点

で町内に償却資産を所

有している人は、個人・

法人に関わらず確定申

告とは別に申告書を提

出してください。前年

度に申告した人には、

12月下旬に申告書を

送付いたしま

す。

また、新規に事業を

開始した人、事業を開

始した人が申告をされ

ていない人などはお問

い合わせくだ

償却資産とは

会社や個人が事業のため

に所有している土地や

建物以外の資産です。

具体的には

「構築物」

「機械・装置」

「車両・運搬具」

「工具・器具」

などがあります。

※軽自動車税の対象とな

るものは、償却資産の課

税対象ではありません。

（例えば、小型特殊自動

車などは償却資産ではあ

りません）

■お問い合わせ

町民生活課 税務係

☎ 4・2511

